

宇和島市生活支援体制整備事業業務仕様書

1 目的

独居高齢者や高齢者夫婦世帯や支援を必要とする認知症高齢者が増加する中、生活支援の必要性や高齢者を中心に深刻化する消費者被害に対し、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体による生活支援サービスを提供や日ごろの見守り支援が必要とされている。また、こうした主体に高齢者自身が参画する事で、社会参加・社会的役割を持つことが可能となり、結果的に自身の生きがいや介護予防につながる。

このような背景から、市内全域及び各日常生活圏域において、協議体をコーディネートする生活支援コーディネーターの配置することにより、介護予防・日常生活支援総合事業サービスの充実及び高齢者の見守りネットワークの強化を目的とした、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行おうとするものである。

2 協議体の概念

協議体については、協議する内容によって3種類の協議体を使い分け、各協議体に生活支援コーディネーターを設置するものとする。

(1) 第1層協議体(市内全域1ヶ所に設置)

市内全域における高齢者の困りごとと、地域から行政の支援及び高齢者の生活の安全を守るためのネットワークの運用まで、幅広い高齢者支援について検討を行う組織

(2) 第2層協議体(市が指定する日常生活圏域の5ヶ所に設置)

市内5ヶ所の日常生活圏域単位(城南・城東・吉田・三間・津島)における様々な困りごとと、多様な主体による多様なサービスについて検討を行う組織

(3) 第3層協議体(希望に応じて設置)

多様なサービスの提供にあたって、その提供範囲において実施するサービスの内容を検討する組織

3 協議体の役割

第1層協議体及び第2層協議体については、以下の事項を所管し、定期的な検討を実施する。

- (1) 高齢者の生活支援等サービスに関する課題、ニーズの把握
- (2) 高齢者の生命及び生活の安全を維持するための見守りネットワーク（消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3に規定する消費者安全確保地域協議会の機能を兼ねるものとする。）の運用
- (3) 第1号に規定する生活課題やニーズに対する地域資源の把握及び開発
- (4) 第1号に規定する生活課題やニーズに対する新たなサービスの開発
- (5) 第2号に規定する見守りネットワークの拡大及び強化
- (6) 生活支援コーディネーターの資質向上を目的とした研修及び協議体間での交流（第1層協議体のみ）

4 協議体の構成

第1層の協議体の構成員は、以下の者を基本とし、第2層および第3層協議体の構成員は、地域の実情を考慮しながら、公民館、自治会、民生委員、地区社協、民間事業者等協議体の役割を果たすための多種多様な主体とする。

- 第1層協議体
 - (1) 第2層協議体構成員もしくは生活支援コーディネーター
 - (2) 介護サービス事業者
 - (3) 民生児童委員
 - (4) 社会福祉協議会
 - (5) シルバー人材センター
 - (6) 消費生活センター
 - (7) 前各号に定めるもののほか、市が認める者

5 事務所管

事業にかかる所管は、地域包括支援センターとする。